

禁忌品のご案内

平素は廃棄物処理業務にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。さて、建築リサイクル法では、排出事業者の『事前調査の義務付け』が明記されております。また、廃棄物処理法では、廃棄物の性状・荷姿についての事前の告知義務もございます。廃棄物の中には、弊社が収集運搬または中間処理の許可を取得していない品目もございます。弊社で働く、分別作業員の災害防止の観点からも、何卒ご注意くださいようお願いいたします。

1) 株式会社山本清掃で処理できるもの（破碎できる固形物に限る）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8品目

2) 禁忌品一覧表（万が一、混入があった場合は、お引き取り願います）

医療系廃棄物	残土	生石灰	花火・マッチ・ライター	汚れプラ(食品残渣付着物)	ガスボンベ
					
注射器(未使用品も含む) 薬剤・薬品・使用済み容器 ・感染のおそれがあるため ・医療系産業廃棄物を紹介	廃棄物ではありません ガラ残土はよくふるう ・各自治体により残土条例有 ・残土専門業者に依頼する	中和剤・凝集材・土壌改良剤 ・火災の原因となります ・専門業者を紹介	・火災の原因となります ・専門業者を紹介	動植物性残渣が付着しているもの 臭気を発しているもの	中身が残っている状態 穴が開いていない状態のもの
PCB含有コンデンサ・トランス	PCB含有蛍光灯安定器	小型二次電池	引火性のあるもの	廃酸・廃アルカリ	高圧ガス容器
					
処分先: JESCO(中坊内)のみ 運搬も専門業者となる。 処分予約に数年かかる。 保管場所の移動にも届出必要	処分先: JESCO(中坊内)のみ 運搬も専門業者となる。 処分予約に数年かかる。 保管場所の移動にも届出必要	非常灯や工具に使用 必ず絶縁処理を行う ・製造元へ返却 ・専門処理業者を紹介	プライマー・ガソリン・灯油 特別管理産業廃棄物に該当 ・特別管理産業廃棄物を紹介	Ph2以下 Ph12.5以上 特別管理産業廃棄物に該当 ・特別管理産業廃棄物を紹介	中身が入っているもの または中身確認が出来ないもの 切断または穴を複数開孔
汚泥(容器に入れる)	燃え殻	鉛蓄電池(バッテリー)	小型一次電池・乾電池	消化器(中身入り)	塗料(廃油・汚泥)
					
上を歩行が困難な状態 くるぶしまで埋まるもの ・乾燥させても汚泥扱い ・専門業者を紹介	地中障害系の燃え殻 成分分析表が必要となる ・火事ゴミは自治体に確認 ・専門業者を紹介	フォークリフトのバッテリー等 ph値によっては特管になる ・製造元へ返却 ・専門業者へ直送	工具等に使用 汚泥と金属の複合 ・製造元へ返却 ・専門業者へ直送	または中身確認が出来ないもの 汚泥と金属の複合 近くの消防署等へお問合せ ください	水性塗料: 汚泥 油性: 廃油 固まれば廃プラ扱い フタが出来る状態 ・専門業者へ直送
ヒ素入り石膏ボード	カドリウム入り石膏ボード	廃石綿(飛散性)	廃石綿(準飛散性)	石綿含有産業廃棄物	
					
吉野石膏 OY と青字で刻印 ・277057 と 277058 が該当 ・スチールパテーションは要注意	日東石膏ボード(株)で刻印 ・265024 と 265023 が該当 ・スチールパテーションは要注意 ・管理型処分場へ直送	レベル1(吹付石綿等) ・二重梱包 ・事前協議が必要な場合あり ・廃石綿処理業者を紹介	レベル2(配管エルボ等) ・二重梱包 ・事前協議が必要な場合あり ・廃石綿処理業者を紹介	レベル3(成形板等) ・スレート・ケイカル板・タイル等 ・事前協議が必要な場合あり ・原則、最終処分場に直送	

※禁忌品が混入している場合の取り扱いについて

- ・禁忌品についてはお持ち帰り頂きます。
- ・度重なり、搬入・混入が発生する時にはお取引きを停止させて頂く場合がございます。

積替え保管にてお取り扱い可能です。

※弊社は、産業廃棄物収集運搬許可を持っており他社処分施設に運搬可能な廃棄物もありますので、お気軽にお問合せ下さいませ。